

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

評議員・理事・監事選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会定款第7条の評議員及び第18条の理事、監事の選任に関する事項を規定する。

(評議員)

第2条 評議員は、概ね次の個人又は団体から候補者の推薦を受け、理事会の決定を経て評議員選任・解任委員会にて選任し会長が委嘱する。

- (1) 地域代表(地域福祉推進委員会)
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- (3) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 町内会役員
- (6) 行政職員
- (7) 学識経験者

2 前項の規定による個人又は団体の長等で、その地位により評議員となったものが任期中、その地位を辞任したときは、評議員の職を失うものとする。

(理 事)

第3条 理事は、評議員会において概ね次の個人又は団体から選任する。

- (1) 地域代表(地域福祉推進委員会)
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- (3) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 町内会役員
- (6) 行政職員
- (7) 学識経験者

(監 事)

第4条 監事は、評議員会において概ね次の個人又は団体から選任する。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、評議員・理事・監事の選任に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成17年10月11日 規程第1号)

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成29年 1月16日 規程第3号）

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。